



次世代への 贈与優遇税制まとめ

※ はじめに

早いもので、今年ももう残すところあと1月をきってしまいました。11月末頃から一段と寒くなり、道行く人々もガラリとコート姿になりました。

11月中旬に配布が終わる予定とされていたマイナンバーはなかなか届きませんでしたね。早くも郵便局員の不祥事や、マイナンバーを語る詐欺なども出てきているようですが、はたして来年から正常に運用されるのでしょうか。

さて今回の事務所通信では、近年毎年改正が加えられる贈与税についてまとめてみます。いろいろな制度が新しく創設されましたが、創設時期がバラバラで種類も増えてきたことから一度まとめて確認致します。

暦年贈与を予定していいらっしゃる方は、年末がその期限となっておりますので、早めの計画的な実施をお勧めします。

※ ワンポイント解説

1. 優遇されている贈与

最近の税制改正の流れとして、次世代への財産の移転を非常に強く促していることがうかがえます。金融機関が手続きの中で直接関係してくるものは自動的に手続きがなされますが、申告が必要なものもございますので、実際に検討される際には弊所へご連絡頂ければと思います。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

体力作りに早朝ランニングをしています。

ワンポイント解説

I. 優遇されている贈与

最近の税制改正の流れとして、子や孫といった自分と血の繋がりのある下の世代への贈与について軽減されるといった動きが顕著で、政府がより購買意欲の強い次世代へのお金の移動を促していることがわかります。

今回取り上げる税制は、おさらいに通常の暦年贈与、ジュニア NISA、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与、住宅取得等資金の贈与を挙げていきます。

II. 暦年贈与

言わずと知れた、年間 110 万円までの贈与税の非課税枠を使った贈与です。単年度ではインパクトのある節税策にはなりません、10 年単位で計画的に行うと大きな金額を次世代へ移すことができます。

また、平成 27 年 1 月 1 日以降、直系尊属（両親や祖父母など血の繋がりのある自分より上の世代）からの贈与について軽減税率が設けられています。

右記以外の贈与			20歳以上で直系尊属からの贈与		
課税財産 (110万円控除後)	税率	控除額	課税財産 (110万円控除後)	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

平成 26 年以前と比べると少ない税金で下の世代へ贈与できるようになっています。逆に 55%

という新しい税率ゾーンも設けられていて、高額な贈与については増税されています。

III. ジュニア NISA (平成 28 年からスタート)

現行の NISA は「20 歳以上」の人のみ利用可能であるのに対し、ジュニア NISA は 19 歳以下の未成年者であっても口座を開設することができます。

NISA が年間 100 万円(平成 28 年からは 120 万円)以内の投資から生ずる運用益が非課税になることに対し、ジュニア NISA では年間 80 万円が上限となります。この制度は、親や祖父母が子ども名義の口座を開設し、年間 80 万円という暦年贈与の枠内で贈与を行うことを想定しています。枠を作るので暦年贈与をしっかり使ってくださいということです。(※ 80 万円分の別枠の贈与ができるわけではありませんので、年間合計 110 万円を超えると贈与税がかかります。逆に後述の IV、V、VI は 110 万円の暦年贈与とは別枠で併用可能です。)

平成 28 年からのスタートで、口座の開設もほとんどの金融機関では同年からのスタート、非課税取引は同年 4 月からとなっています。ただし、口座の開設にはマイナンバーが必要となりますので、ご注意ください。

IV. 教育資金の一括贈与

親・祖父母が子・孫の教育資金に充てるため、1,500 万円以下のお金を金融機関を通じて非課税で贈与できる制度です。

ポイントは一括で贈与ができ、贈与を受けた子・孫がその教育資金を使い切る前に贈与した親・祖父母が亡くなって相続が発生しても、その一括贈与分は相続

税がかからないため、相続税対策として有効です。ただし、贈与を受けた子・孫が30歳になった時点で贈与を受けた金額を使い切っていないければ、その残額に贈与税が課せられます。

教育資金とは、学校などに支払われる入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費や学用品の購入費用、修学旅行費、学校給食費のほか、学校等以外に支払われる塾やスポーツ・音楽教室などの習い事のための費用をいいます。(学校等以外の費用については500万円が限度)

手続の流れは、金融機関で「教育資金管理契約」を結び、口座を開設します。お金を贈与する親・祖父母がその口座へ資金を入れ、贈与を受ける子・孫が、教育費の支出を証明する領収書を金融機関へ持って行って、口座から払い出しを受けるという流れになります。

V. 結婚・子育て資金の一括贈与

平成27年4月1日以降に行う親・祖父母が子・孫の結婚・子育て資金として、1,000万円以下のお金を金融機関を通じて非課税で贈与できる制度です。

ポイントは教育資金の一括贈与と異なり、贈与を受けた子・孫がお金を使い切る前に親・祖父母が亡くなった場合には、その残っているお金の相続税が課税される点です。ですので、相続税対策としての効力は限定的です。

結婚・子育て資金とは、結婚費用として挙式費用のほか、新居・転居費用など(300万円を限度)、子育て費用として妊娠・出産及び育児に要する費用をいいます。

贈与する親・祖父母が亡くなった時にその口座に未使用のお金が残っていると相続税が課税され、贈与を受ける子・孫が50歳になった時にその口座にまだ未使用のお金が残っていると贈与税が課せられます。

手続きは教育資金の一括贈与とほぼ同じで、金融機関で「結婚・子育て資金管理契約」を結び、口座を開設し、そこから費用の払い出しを行います。

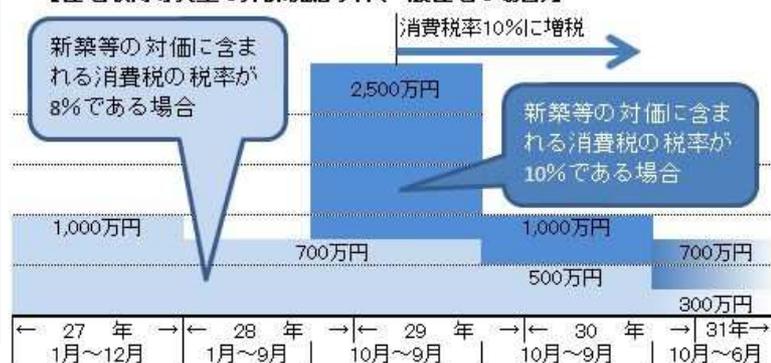
VI. 住宅取得等資金の贈与

平成31年6月30日までに親・祖父母から住宅取得等資金として贈与を受けた場合、最大3,000万円が非課税となります。

住宅の新築・取得又は増改築等(以下「新築等」といいます)の契約日や、その新築等をした住宅の性能、消費税の税率によって非課税枠が変わりますので注意が必要です。(下図参照)

新築等をする住宅用家屋が省エネ等住宅である場合には、非課税枠は+500万円となります。個人間売買では消費税は発生しませんので、税率が8%である場合と同様になります。要件の概要としては、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること、贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与でもらった住宅取得等資金の全額を充てて住宅用家屋の引渡しを受けてそこに居住すること、などとなります。

【住宅取得等資金の非課税贈与枠(一般住宅の場合)】



最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ お正月休みのお知らせ ☆

年内の業務は12月28日(月曜日)をもって終了致します。

年明けは1月5日(火曜日)より通常業務を開始致します。

皆様、よいお年をお迎えください。

☆ スタッフ近況 ☆

<早朝ランニングをしています>

5月から早朝にランニングをしています。秋から冬にかけて寒くなってくると、早朝の空気は冷たく澄んでいて、非常に気持ちがいいです。晴れていて空が白んでくると、「今日もがんばるで！」という気持ちになりますね。(中前)

